

1. 件名：「中国電力（株）島根原子力発電所発生分の低レベル放射性廃棄物に係る廃棄物確認証に対する考え方に関する面談」

2. 日時：令和元年12月27日（火）13：45～14：30

3. 場所：原子力規制庁10階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁 原子力規制部

核燃料施設等監視部門

二宮上席原子力専門検査官、木原主任原子力専門検査官、山本主任原子力専門検査官

日本原燃株式会社

東京支社 技術部 運転管理グループリーダー

5. 要旨：

(1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、廃棄物埋設確認申請書における確認証分割交付の分割数に対する基本的考え方の説明があった。概要は、以下のとおり

- ① 1申請当たりの確認申請本数は電力事業者の意向により、年度初めまでに電力間で調整して決定する。
- ② 1日当たりの最大確認本数は、約200本である。
- ③ 中国電力（株）島根原子力発電所発生廃棄体376本に対する確認日数は、直前に確認を行う関西電力（株）大飯発電所発生廃棄体の最終日の確認本数（端数）と直後に確認を行う予定の関西電力（株）美浜発電所発生廃棄体の初日確認本数の合計数をそれぞれ1日あたりの最大確認本数以下で適切な本数となる様に調整することから3日間（3枚）となり、これが廃棄物確認証の分割交付希望枚数となる。

(2) これに対し原子力規制庁から、以下の事項を伝えた。

- ・ 廃棄物確認証の分割交付に際しては、適切な交付枚数となるようにすべきと考えている。事業者においても、適切な操業計画等を策定していただきたい。
- ・ 既申請分で六ヶ所村における確認未実施分については、今回の面談の趣旨を踏まえ、個別に説明をしていただきたい。また、必要に応じ変更申請をしていただくこととなる。

6. その他

日本原燃からの配付資料

- ・ 中国電力（株）島根原子力発電所に係る廃棄物確認証の分割数について

以上